

第2回 堺市・美原町任意合併協議会

参 考 資 料

事務事業すり合わせ方針（案）

- 1 目的

すり合わせが必要な項目の方針協議については、両市民の「合併の是非判断」の具体的な協議材料として、市民生活に深く関わりのある項目に絞り、仮に合併するとした場合、市民生活に及ぼす影響等を含め検討することを目的とする。
- 2 基本的考え方

すり合わせが必要な項目の協議にあたっては、これまでの両市のまちづくりの歩みを尊重しつつ、新市での速やかな両市の融合一体化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくものである。

上記を踏まえ、・・・

 - ①両市のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併前に一元化すべきものと、合併後一元化を図るもの、合併後も現行どおり存在させるものを明確に区分する。
 - ②市民生活に影響のある項目については、試算等を組み込むなど具体的に提示する
 - ③両市民が、等しく高い水準の行政サービスが享受できるようにする。
 - ④各項目の基本的方針を協議することとし、詳細については行政事務レベルで調整を図るものとする。
- 3 協議の視点

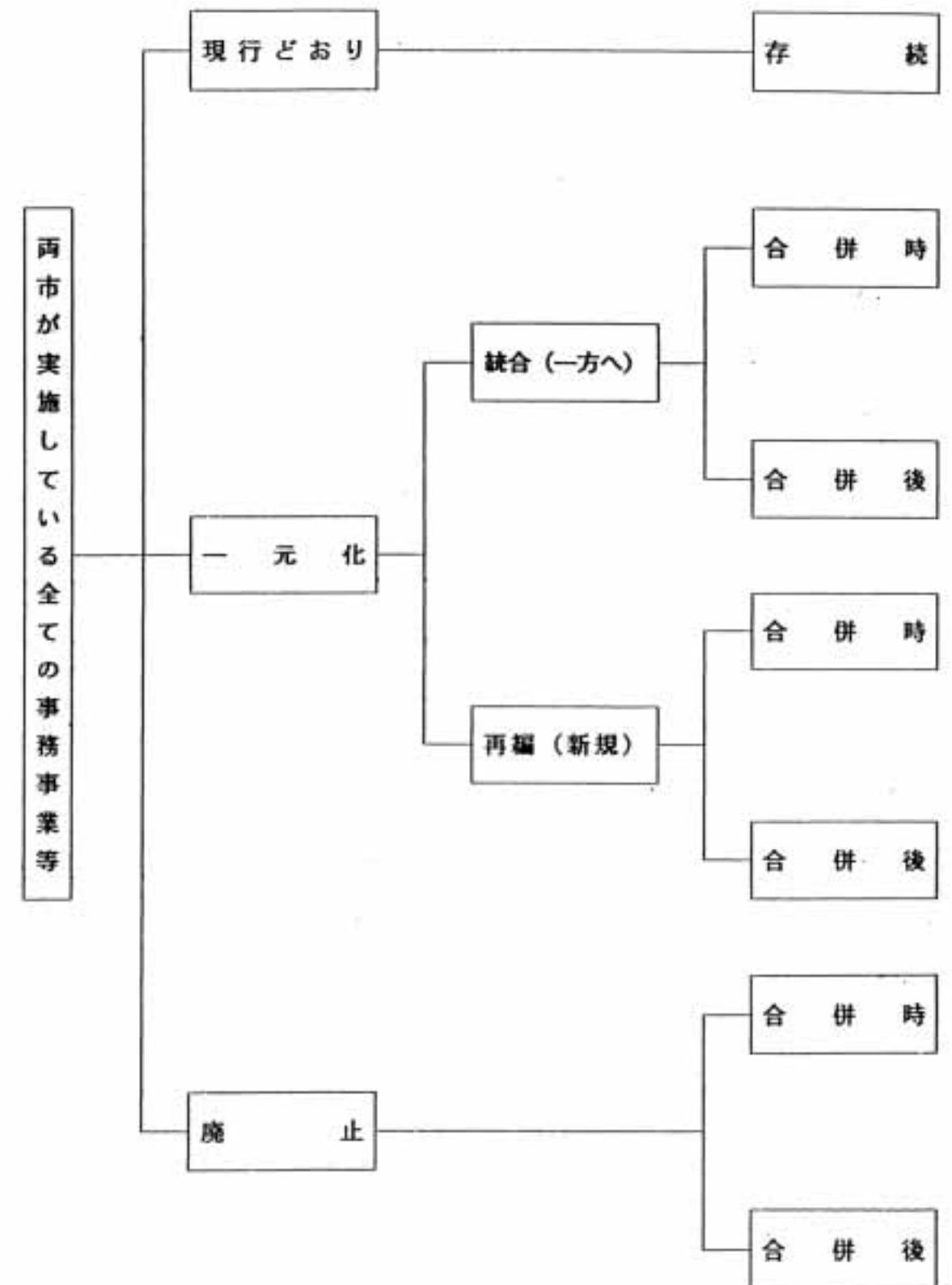
すり合わせが必要な項目の協議にあたっては、以下の視点をもってあたるものとする。

 - ①地方分権時代であることを踏まえ、今後、行政はどのようにあるべきかの視点
 - ②両市民の理解が得られるかの視点
 - ③合併後の新市生活が、より具体的、将来的な向上を目指していけるかの視点
- 4 具体的調整方針

すり合わせが必要な項目の協議にあたり、具体的な調整方針を次のとおりとする。

 - ①合併により、市民生活が向上することを原則とする。
 - ②具体的な、手数料、使用料等市民が負担する事項については、負担増にならないよう努めるものとし、負担増を伴うものについては、具体的な理由等を明示する。
 - ③手当、事業など市民が受けるサービスについては、一元化を図ると共に、向上するように努めるものとする。

事務事業のすり合わせの基本的区分



福山市・内海町

福山市・内海町行政制度等調整方針について

1. 調整方針について

(1) 行政制度の統合・調整に関する基本的考え方

『これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重し、かつ合併後の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりに結び付け、住民福祉の向上をめざす。』

【基本原則】

- ① 一体性確保の原則…合併後、すみやかな一体性の確保に努める。
- ② 住民福祉向上の原則…住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
- ③ 負担公平の原則…負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- ④ 健全な財政運営の原則…合併後において健全な財政運営に努める。
- ⑤ 行政改革推進の原則…行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

(2) (1)を踏まえ、行政制度統一の調整方針 に関する基本的考え方を次のとおりとするものとする。

原則として、福山市の制度に統一する。

- なお、内海町の住民サービスを低下させないことや、内海町の住民生活に急激な変化をもたらさないことに配慮する。

このことを具体的に表現すると、

【住民サービスへつながる各種制度等】例：各種の制度・補助金など

- 福山市にあり、内海町にもあって、同水準のもの

↓
(福山市の制度に統一。この場合、福山市、内海町の住民サービスの低下はありません。)

- 福山市にあり、内海町にはない場合

↓
(福山市の制度に統一。この場合、福山市の住民サービスに変化はなく、内海町の住民サービスは向上します。)

- 福山市にはなく、内海町にある場合

↓

(制度の趣旨、内容、変化の程度等を勘案し調整が必要となります。その方法として、当分の間、従来の実績を下らないように配慮するか、年次計画で段階的に調整し、最終的に福山市に合わせるなどの方法が考えられます。)

【住民の負担につながる各種制度】例：税、料など

- 福山市にあり、内海町にもあって、同水準のもの

↓
(福山市に統一。この場合、福山市、内海町住民ともに負担の増加はありません。)

- 福山市にあり、内海町にもあって、福山市の方が負担が軽い場合

↓
(福山市に統一。この場合、福山市は変化なく、内海町住民の負担は軽くなる。)
但し、一度に統一するか、段階的に行うか調整が行われる場合も考えられます。

- 福山市にもあり、内海町にもあるが、福山市の方が負担が重い場合

または、福山市にもあり、内海町にもあるが、所得階層により負担の水準が異なる場合

↓
(制度の内容、変化の程度などを勘案し、調整が必要となります。その方法としては、「福山市の制度に統一する。ただし○○については、当分の間現行のとおりとする。」とか「福山市の制度に統一する。ただし、○○については、段階的に調整する。」などの方法が考えられます。)

以上

新市建設計画策定基本方針

1 目的

静岡・清水両市が合併した場合の新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的に法定計画として作成するとともに、新市建設計画により合併新市の将来のビジョンを示し、これを合併是非判断の材料の一つとする。

2 内容

- (1) 全体構成
別紙「新市建設計画全体構成」を基本とする。
- (2) 計画期間
平成15年度から平成24年度までの10年間とする。
- (3) 事業主体
新市及び静岡県とする。
ただし、静岡県事業については、県当局との緊密な連携の基に、その取扱いを検討するものとする。

3 事業

- (1) 新市グランドデザインに基づき、平成24年度までに着手を予定又は想定される事業を掲載する。
- (2) 両市の総合計画等、既存の各種長期計画を尊重しつつ、合併特例法による次の基準に基づく事業を掲載する。
 - ① 新市の一体性の速やかな確立を図るために行う事業
 - ② 新市の均衡ある発展に資するために行う事業
 - ③ 新市の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う事業
- (3) (2)の事業費は、財政計画との整合を図るものとする。
- (4) 合併特例法の主旨に基づく静岡県事業については、積極的に掲載するものとする。

4 公共施設整備の基本的考え方

必要な公共施設の整備事業については、すり合わせ項目の協議状況等を踏まえつつ、上記事業採択基準に基づき、掲載も検討する。

なお、市民生活に支障をきたさないために、設置することが望ましい施設の整備事業についても同様とする。

5 財政計画

財政計画は、以下の方針に基づき、幹事会等で原案を作成する。

- ①計画期間にあわせ、平成15年度から平成24年度までの10年間とする。
- ②現行の両市それぞれの財政計画と新市の財政計画との差異を明確にする。
- ③合併特例法等による財政メリットを最大限活用する。
- ④財政の健全性の確保に配慮したものとする。

6 部会・幹事会等の役割

- (1) 合併協議会で協議する原案を作成するため、部会を設置する。
- (2) 各部会では、「新市の施策」における各部門の「方向性」を協議するとともに、その方向性に基づく「主要施策・重点事業」を協議する。
- (3) 各部会での「主要施策・重点事業」の協議に際しては、事務局から、新市グランドデザイン等に基づく協議材料を提供する。
- (4) 部会協議に合わせて、幹事会等では「事業可能性調査」等を行うものとする。
- (5) 別に設置する「県市連絡組織」により、新市建設計画に記載すべき県事業の取扱い及び新市建設計画の事前県協議の調整を行うものとする。

7 記載方針

- (1) 新市建設計画全体を通じて、平易な記述に努め、市民が理解しやすい内容とする。
- (2) 方針等抽象的記述となるものは、補足的に統計指標や図表等を活用することも検討し、市民の理解の促進を図るものとする。
- (3) 掲載する事業は、可能な限り個別の事業名、事業実施年度、概算事業費等を表示し、市民にわかりやすいものとする。

8 その他

なお、新市建設計画は、速やかに、地区説明会などにより周知徹底を図るものとする。

新市建設計画全体構成

項 目	説 明
I 序論 1 本計画の位置づけ 2 計画策定の方針 ・計画の要旨 ・計画の構成 ・計画期間	これまでの合併協議の経過と合併是非の判断材料としての新市建設計画の位置づけについて、明確にすると共に、本計画の要旨、構成、期間等の計画策定方針を市民に明らかにする。
II 市の概況 1 位置と地勢 2 面積 3 人口	平成10年度実施の静岡市・清水市行政現況把握調査を基本に、両市の位置、地勢、面積、人口等を示す。
III 主要指標の見通し 1 人口 ・総人口 ・年齢区分別人口 ・就業人口 2 世帯	行政運営の基本指標となる総人口、年齢別人口、就業人口、世帯数の将来推計を「新市グランドデザイン策定基礎調査」をもとに明らかにする。
IV 新市建設計画の基本方針 1 新市建設の基本理念 2 新市の将来像 3 将来像を実現するための基本的考え方	「新市グランドデザイン」をもとに、①新市建設の基本理念、②将来像、③将来像を実現するための基本的考え方を示す。
V 地域別整備方針 1 新市の地域区分 2 地域ごとの整備方針	「新市グランドデザイン策定基礎調査」で示された9つの拠点を中心に、各地域の整備方針等を示す。
VI 公共施設整備の基本的考え方	新市における公共施設整備について、基本的考え方を示す。
VII 新市の施策 1 生活環境 2 保健福祉 3 教育文化 4 都市基盤 5 産業経済 6 行財政	新市の①生活環境、②保健福祉、③教育文化④都市基盤、⑤産業経済、⑥行財政の6部門について、各部門の方向性、主要施策・重点事業を示す。

VIII 新市における県事業の推進 1 静岡県の役割 2 新市における静岡県事業	静岡県の役割、新市における静岡県事業を示す。
IX 財政計画 1 前提条件 2 歳入 3 歳出	計画期間内の財政計画について、前提条件、歳入、歳出を示す。

福山市・内海町

福山市・内海町合併建設計画原案策定基本方針

1 計画策定の趣旨及び位置付け

この計画は、内海町長期総合計画を継承するとともに、第三次福山市総合計画を踏まえて、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域の「まちづくりの基本方針」を定め、総合的な「まちづくり計画」を策定するものとする。これにより、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域発展に資する具体的な施策の方向を示すものとする。

また、この計画は、両市町の住民に対して、将来のビジョンを明らかにし、合併の適否を判断する材料となるものであり、さらに合併特例法等に基づく様々な財政措置を受けるための前提ともなるものである。

2 計画策定の指針

- (1) 国・地方を通じた厳しい財政環境の中、限られた財源の重点的・効率的配分を基本に、有効性・効率性や緊急度・優先度などを十分検証し、真に福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりに資する事業を選ぶものとする。
- (2) 合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とし、交付税、国庫補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらないことを基本とする。
- (3) ハード面では選択と重点化を図りながら、ソフト面にも配慮した計画とする。
- (4) 人口流出、高齢化等により地域活力の低下が懸念される地域の振興整備は、実状に応じた対策を講じるものとする。
- (5) この計画は、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準を高めるという役割を担うものであり、併せて組織及び運営の合理化を図るものとする。
- (6) この計画の名称は、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域の将来像を示すものとして、より住民の親しみやすい名称を定めることとする。

3 計画の内容

(1) 計画の対象地域

この計画の対象地域は、原則として内海町地域を対象とする。

(2) 計画の構成

この計画は、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりの基本方針、基本方針を実現するためのまちづくり計画及び財政計画で構成する。

(3) 計画の期間

まちづくりの基本方針は、長期的展望に立ったものとし、まちづくり計画及び財政計画は、〇〇〇〇年度（平成〇〇年度）から〇〇〇〇年度（平成〇〇年度）までの10か年とする。

(4) まちづくりの基本方針（総合計画との整合）

両市町の総合計画の理念等に基づき「まちづくりの基本方針」を作成し、具体的施策については、内海町の実施計画等を基に施策の整合を図り、合併することで必要になる施策や一体的に継続して実施する施策について、取捨選択することとする。

(5) まちづくり計画

ア 対象事業の範囲

まちづくり計画の対象事業は、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりに当たっての根幹となるべき事業とし、国及び県が事業主体となるものを含むものとする。

イ 対象事業の選定基準等

対象事業の選定に当たっては、次によることとする。

- (7) 当該事業が、福山・府中広域市町村圏振興計画に記載されているなど、圏域としての重要事業であること。
- (4) 内海町長期総合計画に記載がある事業、住民要望の強い事業など、内海町の懸案事業であること。
- (9) 対象事業は、今までの規模ではできなかった事業、又は規模が大きくなることに伴い必要となる改修事業等を基本とし、内海町の地域資源を生かした事業を積極的に採用するものとする。
- (x) 公共施設等の整備に当たっては、既存施設の有効活用を図るとともに、機能的には整備するが、施設としては複合化することを原則とする。
- (4) 合併特例債については、起債の総額抑制の観点を踏まえ、活用のあり方を検討するものとする。

(6) 財政計画

ア 策定の趣旨

財政計画は、まちづくり計画に定められた施策を計画的に実施していくため、施策の優先順位や今後の見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を行うために策定するものである。

このため、財政計画は、現行制度を基本とし、まちづくり計画の施策を推進する

に当たって必要となる財源の見通しと、その年次別の重点的・効率的な配分など、計画的な財政運営を図る指針として策定する。

イ 策定の基本的考え方

福山市と内海町が、合併後においても健全な財政運営を行うことを基本に算定するものとし、合併による歳出の削減効果、合併による市民負担・サービス水準への影響、さらに国及び県による合併に係る財政支援を反映させて策定するとともに、まちづくり計画事業が、今後 10 年間に成り立つかを全体的視点から検証するものとする。